

秋田県健康福祉部長寿社会課からのお知らせ
～ 老人居宅生活支援事業の届出～

平成22年2月

介護保険法における

(介護予防)訪問介護

(介護予防)通所介護

(介護予防)短期入所生活介護

夜間対応型訪問介護

(介護予防)認知症対応型通所介護

(介護予防)小規模多機能型居宅介護

(介護予防)認知症対応型共同生活介護

指定事業者の皆さまへ

事業の開始、変更、廃止又は休止の場合は、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の届出も必要となります。

また、特養等併設でない

(介護予防)通所介護

(介護予防)短期入所生活介護

(介護予防)認知症対応型通所介護

の事業所については、上記届出でなく、老人福祉施設の設置、変更、廃止又は休止の届出になります。

届出されていない場合は、届出の根拠法令、様式、期限、書類提出先を記載した裏面の早見表をご参照のうえ、書類提出先へ届出をお願いします。




問い合わせ先

秋田県健康福祉部長寿社会課
調整長寿福祉・施設班

TEL:018-860-1361

老人福祉法における老人居宅生活支援事業の届出対象となる介護保険事業と必要手続き早見表

介護保険法	老人福祉法	第5条の2第1項 老人居宅生活支援事業	第20条の2の2 老人デイサービスセンター	第20条の3 老人短期入所施設
居宅（介護予防）サービス				
訪問介護				
通所介護		特養等併設の場合	左記以外の場合	
短期入所生活介護		特養等併設の場合		左記以外の場合
地域密着型（介護予防）サービス				
夜間対応型訪問介護				
認知症対応型通所介護		特養等併設の場合	左記以外の場合	
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
  				
（開始・設置の届出）				
根拠となる老人福祉法の条項	第14条	第15条第2項	第15条第2項	第15条第2項
手続の種類	開始の届出	設置の届出	設置の届出	設置の届出
提出期限	（開始前）	（設置前）	（設置前）	（設置前）
様式（添付書類は様式に記載しています。）	様式第1号	様式第4号	様式第4号	様式第4号
（変更の届出）				
根拠となる老人福祉法の条項	第14条の2	第15条の2第1項	第15条の2第1項	第15条の2第1項
手続の種類	変更の届出	変更の届出	変更の届出	変更の届出
提出期限	（1か月以内）	（1か月以内）	（1か月以内）	（1か月以内）
様式	様式第2号	様式第5号	様式第5号	様式第5号
（廃止・休止の届出）				
根拠となる老人福祉法の条項	第14条の3	第16条第1項	第16条第1項	第16条第1項
手続の種類	廃止又は休止の届出	廃止又は休止の届出	廃止又は休止の届出	廃止又は休止の届出
提出期限	（1か月前までに）	（1か月前までに）	（1か月前までに）	（1か月前までに）
様式	様式第3号	様式第6号	様式第6号	様式第6号

書類提出先：
 秋田市・横手市・鹿角市・北秋田市・藤里町・羽後町の事業者
 上記市・町の高齢者福祉担当課（鹿角市はH22.4から）
 上記市・町以外の事業者
 各地域振興局福祉環境部

様式については、書類提出先 の場合、電子データ（Word版）を以下に掲載しておりますので、ご活用ください。
 （書類提出先 の場合はその市・町にお問い合わせ願います。）

書類提出先 の場合の様式掲載先
 県庁ホームページ「美の国あきたネット」 分野別で探す 健康・福祉 高齢者・介護・国保 許認可・届出 老人福祉法に係る事業開始等の様式について